

(新) 朝倉苑指定短期入所生活介護

指定介護予防短期入所生活介護事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人朝倉社会事業協会が運営する朝倉苑短期入所生活介護事業所（以下、「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員及び介護職員等の従業者（以下、「従業者」という。）が、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため、要介護者又は要支援者に対し、適切な短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、利用者が要支援及び要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行う。

- 2 事業の運営にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村保険者、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、その他保健・医療・福祉サービスを提供するものとの密接な連携を図り、総合的なサービス提供に努める。
- 3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 4 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 社会福祉法人 朝倉社会事業協会
朝倉苑 短期入所生活介護事業所
- (2) 所在地 福岡県朝倉郡筑前町原地蔵 2226 番地 3

(従業員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

また、管理者は、利用者の心身状況、及びその置かれている環境等を踏まえ、それぞれの利用者に応じた短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明を行う。

(2) 生活相談員 1名以上

生活相談員は、短期入所生活介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう、利用者又はその家族に対して、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導を行う。

(3) 介護職員又は看護職員 21名以上

介護職員又は看護職員は、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たるとともに、常に利用者の健康状態を把握し、健康保持のために必要な措置を講じる。状態となることの予防に資する。

(4) 医師（嘱託医） 1名以上

医師は利用者の健康状態を常に把握し、健康保持のための適切な措置を講じる。

(5) 管理栄養士 1名以上

管理栄養士は、利用者の栄養並びに身体の状況及び嗜好を考慮し、その者の自立支援に配慮する。

(6) 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、利用者の日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

(7) 調理員（委託による必要数）

調理員は、エームサービス西日本株式会社に委託。

(利用定員)

第5条 事業所の利用定員は10人とする。

(指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の内容は次のとおりとし、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定短期入所生活介護事業及び指定介護予防短期入所生活介護事業が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法に定められた額とする。

(厚生労働大臣が定める基準(＝介護報酬告示)は、事業所の見やすい場所に掲示する。)

2 指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護の内容

- (1) 入浴
- (2) 食事
- (3) 相談・援助等の生活指導、レクリエーション
- (4) 機能訓練指導
- (5) 健康チェック
- (6) 排泄
- (7) 送迎
- (8) 栄養管理
- (9) 療養食
- (10) その他利用者に対する便宜の提供

3 事業所は前項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができる。(別表再掲)

- (1) 居住費 但し、介護負担限度額認定証の発行を受けている方は、記載されている居住費を上限額とする。
 - (2) 食費 但し、介護負担限度額認定証の発行を受けている方は、記載されている食費を上限額とする。
 - (3) 理美容代金
 - (4) 全各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用
- ## 4 事業者は、前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の送迎地域は、筑前町、朝倉市、大刀洗町、小郡市、筑紫野市、久留米市、うきは市の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第8条 利用者は、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

- (1) 努めて健康に留意すること。
- (2) 管理者が定めた場所以外で喫煙をしてはならない。

- (3) 指定された場所以外で火気を用いてはならない。
- (4) その他管理者が定めたこと。

(緊急時等における対応方法)

第9条 従業者は、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

- 2 利用者に対する指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供により、賠償すべき事項が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第10条 事業所は、非常災害に関する具体的（消防・風水害・地震等）計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等について責任者を定めておくとともに、非常災害に備えるため年2回、定期的に避難・救出訓練を行う。

- 2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(衛生管理等)

第11条 事業所は、設備及び備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

- 2 事業所は、感染症が発生し又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(苦情処理)

第12条 事業所は、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供

に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 事業所は、提供した指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第13条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第15条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、事前に利用者及びその家族へ十分な説明を行い、同意を得るとともに、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(地域との連携)

第16条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第17条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第18条 事業所は、全ての短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内

(2) 一般研修 随時

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、適切な指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

5 事業所は、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。

6 この事項に定める事項の外、運営に関する重要事項は、法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成17年7月1日から一部改正施行する。

この規程は、平成17年10月1日から一部改正施行する。

この規程は、平成18年3月20日から一部改正施行する。

この規程は、平成18年4月1日から一部改正施行する。

この規程は、平成19年8月1日から一部改正施行する。

この規程は、平成19年10月1日から一部改正施行する。

この規程は、平成20年4月1日から一部改正施行する。

この規程は、平成20年10月1日から一部改正施行する。

この規程は、平成21年4月1日から一部改正施行する。

この規程は、平成26年6月1日から一部改正施行する。

この規程は、平成27年4月1日から一部改正施行する。

この規程は、平成27年8月1日から一部改正施行する。

この規程は、令和元年6月1日から一部改正施行する。

この規程は、令和2年1月1日から一部改正施行する。

この規程は、令和2年4月1日から一部改正施行する。

この規程は、令和3年4月1日から一部改正施行する。

この規程は、令和3年11月1日から一部改正施行する。

この規程は、令和4年10月1日から一部改正施行する。

この規程は、令和6年4月1日から一部改正施行する。

この規程は、令和6年8月1日から一部改正施行する。

別紙 利用料金表

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

(1) 基本料金（負担割合が1割負担の場合）

介護区分		自己負担額
要支援1（介護予防）	1日あたり	451円
要支援2（介護予防）	1日あたり	561円
要介護1	1日あたり	603円
要介護2	1日あたり	672円
要介護3	1日あたり	745円
要介護4	1日あたり	815円
要介護5	1日あたり	884円

(2) 加算料金等（負担割合が1割負担の場合）

ア 送迎加算	片道につき	184円
イ 夜勤職員配置加算Ⅰ	1日につき	13円
ウ サービス提供体制強化加算Ⅱ	1日につき	18円
エ 看護体制加算Ⅰ	1日につき	4円
オ 看護体制加算Ⅱ	1日につき	8円
カ 科学的介護推進体制加算Ⅰ	1月につき	40円
キ 科学的介護推進体制加算Ⅱ	1月につき	50円
ク 介護職員等処遇改善加算Ⅰ	月総単位数に14%を乗じた額	

※負担割合が、2割負担・3割負担の方は、上記の基本料金及び加算料金等に、それぞれの割合を乗じた金額となります。

□その他の費用

(1) 食事の提供に要する費用

ア 基本料金	1日につき	1,445円
イ 居住費	1日につき	915円

(2) 利用者が選定する特別な食事に関する費用の額

予め利用者の選択により外食、注文食、行事食など(1)に定める通常の食事の提供に要する費用の額では困難な食費の額については、通常の食費を控除した額を利用者が負担します。当該額は、提供ごとの食事の内容による価格とします。

(3) 理美容代 実費（理美容事業者へ直接お支払ください。）

(4) その他

- ・利用者の嗜好品の購入、行事への参加費など諸々費用は実費（販売事業者等へ直接お支払ください。）